

□ 平岡公園南地区に関連する都市計画の決定・変更について



1 概要

- (1) 位置：札幌市清田区平岡3条6丁目および里塚3条1丁目の各一部
《現在、民間宅地開発事業が行なわれている区域、航空写真参照》
- (2) 都市計画の変更内容
用途地域、特別用途地区、高度地区の変更、地区計画の決定
都市計画公園の決定【平岡つぼみ公園】

2 経緯

- ・ 平岡公園南地区は、昭和45年の当初線引き時の市街化区域で、これまで未利用地であった。
- ・ 当地区の用途地域は、新都市計画法施行に伴う昭和48年の用途地域指定時に、厚別中央通の中心から40mまでの部分が第二種住居専用地域、それ以外の部分が第一種住居専用地域に指定された。
- ・ 現在は、厚別中央通の中心から60mまでの部分が準住居地域、それ以外の部分は第一種低層住居専用地域に指定されている。

3 理由

都市計画道路「青葉・平岡通」の整備が完了したことおよび、民間宅地開発事業の実施によって新たに土地利用が確定する区域について、良好な市街地環境を維持保全していくため、関連する上記の都市計画の決定・変更を行う。